

青少年のインターネット安全利用 対策の強化



【提案・要望先】内閣府、総務省、法務省

1. 提案・要望内容

(1) 児童ポルノ自画撮り被害防止のための法整備

- 児童買春・児童ポルノ禁止法に、勧誘行為の禁止や未遂罪を設けるなどの、児童ポルノ自画撮り被害防止のための法整備。

(2) 携帯電話事業者に対する指導の強化

- 青少年インターネット環境整備法の改正で義務化されたフィルタリングの説明や有効化措置を徹底するための、携帯電話事業者への指導の強化

2. 提案・要望の理由

- 児童ポルノの検挙件数は、毎年度過去最高を更新し続けており、平成 28 年は全国計 2,097 件で、うち 36.6%が自画撮り事案（警察庁調べ）
- 児童買春・児童ポルノ禁止法では勧誘罪や未遂罪の規定がないため、自画撮り被害につながる働きかけ行為に対して罰則がなく、被害が拡大している状況
- 一度流出・拡散した画像の削除は極めて困難であり、青少年の将来にわたって深刻な影響をもたらす自画撮り被害は、未然に防ぐ取組が重要
- インターネット上のこうした行為は、加害・被害を問わず都道府県圏域を超えて行われるため、都道府県条例での対応については効果が極めて限定的であることから、法改正による全国的な対策が必要

(本県の取組状況と課題)

- 本県では、今回の法改正により義務化された対応（携帯電話事業者に対する、青少年であることの確認、フィルタリングの説明およびその設定）と併せ、県条例に基づき引き続きプロバイダ等のインターネット接続事業者やパソコン販売事業者に対しても同様の取組の徹底に努めることとしている。
- 具体的には、毎年県内 16 か所の少年センターの協力を得ながら、県内の携帯電話取扱店へ訪問を行い、条例の趣旨や行うべき対応について周知を図るとともに、訪問時にはフィルタリング対策の状況把握も併せて行っている。
〔青少年のフィルタリング契約率 H22 年度 55.1% → H29 年度 74.3%〕
- 一方、全国では平成 29 年度において、コミュニティサイトの利用により性犯罪被害や児童ポルノ被害にあった青少年のうち、約 9 割がスマートフォンを利用し、さらにその 9 割がフィルタリングを利用しておらず、本県においても同様の状況が推測されることから、まずは有害な情報に触れない環境づくりが必要と考えている。

〔自画撮り被害の拡散例と法規制強化の必要性〕

